○九州地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

(三)(二)(一)　道路の区域　路線名　百八号　道路の種類　一般国道

区間	後変更前別	数	地の幅員	延長
見大字川中市大字榎原二三〇番一から同市大字酒井まで	後前	一一五五・〇〇	四四・〇〇	〇〇キロメートル・三三メートル・七七メートル・三三メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

(三)(二)(一)　道路の区域　路線名　百八号　道路の種類　一般国道

区間	後変更前別	数	地の幅員	延長
町みや徳島ま市高田字渡里二八一番一から同市高田まで	後前	一一五五・〇〇	二二・〇〇	〇〇キロメートル・二二メートル・四四メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	みや市高田町徳島字渡里三二五番一から同市高田町徳島字渡里二八一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年六月三十日

○九州地方整備局告示第百五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年六月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

第１　起業者の名称　長崎県

第２　事業の種類　二級河川田川水系田川改修工事（左岸：長崎県対馬市豊玉町田字銘**隈**地内から同市豊玉町田字茂ノ**隈**地内まで、右岸：長崎県対馬市豊玉町田字フナグラ地内から同市豊玉町田字隈ノ下地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　長崎県対馬市豊玉町田字銘**隈**、字大畠、字茂ノ**隈**、字フナグラ、字賀佐**隈**及び字隈ノ下地内

２　使用の部分　長崎県対馬市豊玉町田字大畠、字フナグラ及び字賀佐**隈**地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県対馬市豊玉町田字銘**隈**地内から同市豊玉町田字マメツクシ地内までの二級河川田川水系田川（以下「田川」という。）左岸の延長1,350ｍ及び同市豊玉町田字フナグラ地内から同市豊玉町田字マメツクシ地内までの田川右岸の延長1,610ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川田川水系田川改修工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川田川水系田川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴い遮断される市道の従来の機能の回復を図るための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条、第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である長崎県は、既に本件事業を開始していること、田川は、河川法第５条第１項の規定に基づき長崎県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第１項の規定に基づき長崎県知事が河川管理者であることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

田川は、その源を長崎県対馬島中部の黒隈山に発し、西に向かって貫流し、三根湾に注ぐ河川である。

田川流域は、上流域が標高200ｍ前後の山地からなり、中流域から下流域にかけての河川沿いは狭い平地となっており、集落が形成され、水田や畑などの耕地が広がっている。

しかしながら、田川流域は、梅雨や台風の影響を受ける時期にかけて雨量が多く、また、田川は、川幅が狭いため流下能力が低いことなどから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。特に、平成11年８月の集中豪雨において、床上・床下浸水した家屋が15戸、耕地の約9.3haが冠水し、被害総額約１億1,800万円に及ぶ甚大な被害が発生している。

田川水系の治水対策は、平成15年７月に「田川水系河川整備基本方針」（以下「基本方針」という。）が、平成15年12月には「田川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、年超過確率１／30規模の降雨において、基準地点である茂ノ**隈**橋における計画高水流量50㎥／秒（以下「整備計画目標流量」という。）を安全に流下させることを目標とし、河道拡幅、河床掘削による河道の整備が順次実施されているところである。

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を解消し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、水害の解消に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく、環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年３月に任意で工事実施に伴う騒音、振動及び粉じんの予測を実施しており、その結果によると、振動及び粉じんの項目においては基準値を満足するものとされており、騒音については、環境基準等を超過する値が見られるため、環境保全措置とし